

8 輸国第 1889 号
令和 8 年 8 月 19 日

北海道農政事務所長
各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

農林水産省輸出・国際局長
(公印省略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

我が国から湾岸協力理事会（GCC）加盟国向けに輸出される加工食品に添付する衛生証明書の発行の手続については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。）の別紙 ZZ-05「GCC 加盟国向け輸出加工食品の取扱要綱」に基づき行われているところです。

同要綱において、管轄当局の監視指導により最終加工施設における衛生管理に問題のないことが確認されていることを衛生証明書の発行要件としていたところですが、今般、公的に認められた食品安全に係る認証機関等の監査によることも認められることが確認できたこと等から、同要綱に所要の改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。